

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和26年法律第45号	
手続名	社会福祉施設の基準適合命令	根拠条項	第71条	
処分基準	<p>佐賀県社会福祉法施行条例（平成25年佐賀県条例第17号）で定められた社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる基準に適合しないと認められる場合に、当該社会福祉施設を経営する者に対して基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課	目次 No.